

民工と自由

—— 管理体制の外側の自由，そして，民工の未来 ——

原田忠直*

要 旨

本論文は、第1に、民工が、劣悪な生活・労働条件下にあるにもかかわらず、満足派が多数を占めている事実に着目し、その背景を、とくに、彼らが手にしている自由を中心に探る。第2に、その自由がいかなる性質であるかを明らかにし、自由を手にすることが、民工の集結力を強めることになるのか、あるいは、「個人化」になるのか、その傾向を見定めることである。そして、最後に、国家レベルから、民工の自由が、中国社会全体にいかなるインパクトを与えているかを明らかにする。

キーワード：満足度，自由，和諧社会，ワールド・アンダークラス，能力主義

はじめに

これまでに多くの研究者が民工に対して実施してきたアンケート調査結果から明らかなように、民工の都市生活に対する「満足度」をみると、満足派が多数を占め、逆に、不満派は少数である傾向がみられる（柯兰君 李汉林主編 2001 pp. 120～126）（钱文荣 黄祖辉 2007 pp. 235～237）（简新华 黄崑 2008 pp. 251～252）（李培林 陈光金 张翼 李炜 2008 pp. 270～278）（南亮進 牧野文夫 羅歡鎮 2008 pp. 188～189），（園田茂人 2008a pp. 93～94）（園田茂人 2008b pp. 162～163），（原田忠直 2009 pp. 91～93）。この事実は、主に3K労働現場で低賃金労働を強いられ、また、中国固有の戸籍制度のもと都市住民に承認されることなく、都市の片隅で劣悪な生活条件のもとで暮らし¹、さらに、新聞報道などでしばしば取り上げられるストや暴徒化している民工の実態を顧みれば、極めて矛盾した現象に思える。と同時に、民工の満足派が多いことは、近年、注目を集める「格差問題」を根底から揺るがずとともに、この問題を、単なる中国脅威論の裏返

* 日本福祉大学経済学部

1 民工の厳しい生活実態などを描いたものとしては、吕国光 主編（2009），除旭初 钱文荣（2009）などがある。

し論であるとし、ひとまず後景へ追いやることも可能であろう。筆者も、本稿において、社会的弱者としての民工の実態を並べ立て、中国社会危機論を煽り立てるつもりはない。むしろ、民工の満足派が多いこととその実態とのギャップのなかに、現在の中国社会を読み解き、その将来を考察していくうえで、非常に重要な示唆が隠されていると考えている。

もっとも、こうしたギャップが、これまで分析対象とならなかったわけではなく、少なくとも現在の共産党支配による国家体制を「歓迎」・「支持」という言葉に置き換えられて説明されている。たとえば、上原一慶は、「民衆が、失業の増大にもかかわらず、「市場経済の社会主義」への転換を歓迎してきたのは、それが身分制社会を打破するものであったからであろう」と指摘している（上原一慶 2009 p. 242）。もちろん、「民衆」=「民工」ではないが、少なくとも民工の視点に立てば、農民という身分からの解放、すなわち、農民から民工へ、さらには都市住民への転換の可能性が開けた現状を満足し、国家体制を「歓迎」しているといえるであろう。また、加藤弘之・久保了は、「中国では、共産党の政治的地位がどうであれ、経済発展が進んで豊かになれるなら、大衆は喜んで現行の政治体制を支持する構造がある」としている（加藤弘之・久保了 2009 p. 13）。この指摘においても、「大衆」=「民工」ではないが、民工からみれば、急速な経済成長のもと、都市住民が手にしている「豊かさ」との間には大きな開きが存在するものの、その恩恵を受けることによって、彼らなりの「豊かさ」が実現され、満足し、「支持」しているといえるであろう。そして、これらの指摘は、いうまでもなく、民工の満足派が多いことと彼らの実態とのギャップを埋める大きな要因を形成している。

しかし、筆者は、「身分制からの解放」と「豊かさの実現」だけが、このギャップを埋める要因ではないと考えている。もちろん、本稿においても、「和諧社会」²の推進（身分制の解体および融合）、故郷と都市生活を比較した上での「豊かさ」の実現、都市生活における「豊かさ」の実現、という視点から、「歓迎」・「支持」している要因について再検討を行うが、このほかに、本稿では、民工が手にしている「自由」という概念を新たに付加する。そして、この「自由」という視点を加えることによって、「歓迎」・「支持」している要因が、必ずしも満足派を形成するだけではなく、社会・経済状況の変化に応じて、全く逆の不満足派の増加を誘発することにもなり、さらに、これらの要因が相互に衝突することによって、将来の中国社会において新たな問題の発生に繋がるのではないかと、推測している。すなわち、本稿の目的は、ギャップを埋めていると思われていた諸要因が互いに衝突し、たとえば、「和諧社会」の推進と民工の「自由」とが衝突するとき、または、都市で民工が豊かさを「実現」することと民工の「自由」が衝突することなどから、中国社会にいかなる新たな問題が提示されることになるかを明らかにすることである。そして、本稿の構成は以下の通りである。

2 「和諧社会」とは、都市戸籍者と農村戸籍者にとに区分された二元的社会構造から、一元的社会構造への転換が目指され、都市住民も、農民も、そして、民工も、同じ権利が与えられるような社会を構築していく動きである。

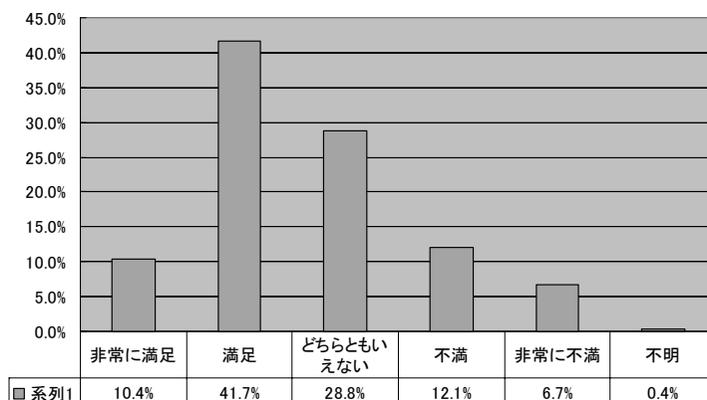
第1章では、筆者が、2009年11月に、浙江省A市のY民工学校で実施した戸主に対するアンケート調査³を中心に、上述した四つの諸要因の分析を進める。第2章では、民工が手にしている「自由」を中心に、自由が存在している空間の特徴および、彼らが手にしている自由の内容を分析し、民工の自由が、彼らの集結を促すものなのか、それとも逆に個人化の方向に向かうかどうか、という問題を提示する。第3章では、A市において2009年12月に実施された「優秀新居民選出表彰活動」の投票結果を手がかりに、民工の集結する力がどの程度のものなのかを分析する。そして、第4章では、民工が手にした自由のゆくえを推測しながら、民工が、今後も現行の国家体制を「歓迎」・「支持」していくことになるのかどうか、さらに、国家体制の視点から、民工が自由を手にしていることの意味に迫ってみたい。

1 民工の満足度

1.1 Y民工学校の戸主層の満足度

アンケート調査に回答した240人の現在の生活に対する「満足度」をみると(グラフ1-1参照)、「非常に満足」は10.4%(25人)、「満足」は41.7%(100人)、「どちらともいえない」は28.8%(69人)、「不満」は12.1%(29人)、そして、「非常に不満」は6.7%(16人)となっている(「不明」は0.4%・1人)。このように満足派は全体のほぼ半数を占め、逆に、不満派は2割にも達しておらず、これまでの調査で示されている結果とほぼ同じ傾向にある。

もちろん、今回のアンケート調査を実施したA市が、他の都市と比べ、賃金水準が高いとか、生活環境が恵まれているとか、初期条件が異なっているわけではない。実際、アンケート回答者



グラフ 1-1 アンケート回答者の満足度

3 アンケート調査は、2009年11月、Y民工学校において、戸主を対象として実施した。具体的な調査方法は、小学1年生から中学3年生までの生徒300名を無作為に選出し、彼らが自宅に持ち帰り、戸主が記入した後、回収した(回収率は80.0%である)。

の基本的状況を見ると⁴、学歴水準は、8割強が「中卒以下」によって占められ、就業先は、全体の半数以上が「工場」または「建築現場」であり、1ヶ月の家庭の所得水準は全体の4割強が「2500元未満」層である。また、所得に関する質問では、「不明」（未回答）が全体で2割いるが、この場合は、その水準が低いと記入しないケースが多いと考えられ、実際の低所得者の割合はもう少し高いと推測される。すなわち、アンケート回答者は、「低学歴」、「3K労働」、「低

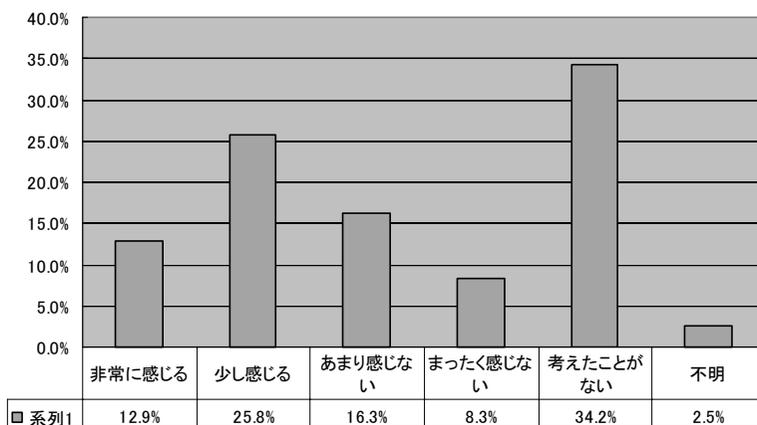
- 4 アンケート調査に回答した240人の基本的特徴の詳細は、以下の通りである。第1に、年齢構成をみると、「30歳未満」は5.8%（14人）、「30歳以上40歳未満」は70.0%（168人）、「40歳以上50歳未満」は21.7%（52人）、そして、「50歳以上」は0.8%（2人）となっている（「不明」は1.7%・4人）。「30歳未満」、すなわち、改革・開放後に生まれた世代は全体の1割にも満たず、30歳代、40歳代が9割以上を占めている。第2に、学歴構成をみると、「中卒以下」は42.1%（101人）、「中卒」は40.8%（98人）、「高卒」は10.4%（25人）、「専門学校卒」は1.7%（4人）、そして、「大卒」は1.3%（3人）となっている。中卒以下が全体の8割強を占め、学歴水準は低い。なお、「高卒」以上の比較的高学歴な層も全体の13.4%を占めているが、年齢層別で見ると、とりわけ30歳未満層に集中しているわけではなく、各年齢層に満遍なく高学歴者が含まれている。第3に、各家庭の1ヶ月の収入水準をみると、「1500元未満」は12.9%（31人）、「1500元以上2000元未満」は12.9%（31人）、「2000元以上2500元未満」は21.3%（51人）、「2500元以上3000元未満」は6.3%（15人）、そして、「3000元以上」は25.0%となっている（「不明」は21.7%（52人））。このように、4割強は、「2500元未満」層にあり、家庭の収入水準は、決して高くはないといえるであろう。第4に、現在、A市で生活している家族数をみると、「2人」は1.7%（4人）、「3人」は14.2%（4人）、「4人」は45.8%（110人）、「5人」は24.6%（59人）、そして「6人」は12.9%（31人）となっている（「不明」は0.8%・2人）。回答者のなかには、両親のどちらかが別の都市で働き、または、離婚・死別などで両親のどちらかが不在のケース、さらに、子どもを故郷に預けているケースなどがあり、必ずしも正確な家族数というわけではないが、「4人」以上が全体の8割以上を占めている。このことは、民工の多産化傾向を反映した結果といえる。第5に、土地所有権の有無をみると、「ある」は76.3%（183人）、「ない」は7.1%（17人）、そして、「わからない」は14.6%（35人）となっている（「不明」は2.1%・5人）。このように回答者の大半は、実際に農業生産に、たとえば、農繁期などに故郷に戻り農業生産に従事しているかどうかは定かではないが、今なお、土地所有権を持つ農民である。しかし、「わからない」とする回答者も存在しているが、彼らが、とくに若年層によって占められているわけではなく、おおむね都市での滞在期間の長期化によって、故郷との関係が希薄化しつつあることが要因であると考えられる。第6に、結婚後に生活した都市の数をみると、「A市だけ」は31人（13.3%）、「2~5ヶ所」は62.5%（150人）、「6~9ヶ所」は12.9%（31人）、そして、「10ヶ所以上」は6.7%（16人）となっている（「不明」は4.6%・1人）。「A市だけ」という回答者はわずか1割強を占めるに過ぎず、高い流動性を見て取ることができるであろう。第6に、A市の滞在期間をみると、「1年未満」は5.8%（14人）、「1年以上3年未満」は14.2%（34人）、「3年以上5年未満」は26.7%（64人）、そして、「5年以上」は50.8%（122人）となっている（「不明」は2.5%・6人）。このように滞在期間は、長くなればなるほどに回答者が占める割合も高くなっており、なかでも、「5年以上」が全体のほぼ半数を占めている。ただし、「今後、A市での生活を継続していくか」をみると、「その予定」は26.3%（63人）、「予定はない」は15.8%（38人）、そして、「わからない」は52.5%（126人）となっている（「不明」は5.4%・13人）。このように「わからない」とする回答者が半数を超えているのは、現行の戸籍制度のもとで、なかなか都市住民として認められない状況を反映した結果にほかならない。しかし、A市での滞在を希望していない回答者は、決して多くはなく、「わからない」の回答者のなかには、できることならば、A市での滞在を望む層が潜在的には多いのではないかと考えられる。以上、アンケート回答者の基本的特徴をみれば、「低学歴」、民工として都市で働きながらも故郷の土地所有権も保有している、「高い流動性」など、これまでの調査などによって明らかにされている「民工」の姿とほぼ一致しているといえるであろう。

賃金」という一般的にいわれている民工（とくに第1世代の民工）の特徴と一致している（原田忠直 2010 pp. 213～215）。また、A市の滞在期間をみると、全体の7割以上は「3年以上」であり、このうち「5年以上」が6割以上を占め、A市における滞在期間が長期化する傾向を示している。

しかし、A市での生活を継続していく見込みをたずねると、5割強は「わからない」としている。このことは、滞在は長期化しているが、それが、定住化へと結びつかない、すなわち、回答者がA市において、他の都市と同様に都市住民として承認されることはなく、安定的な生活基盤が形成されるような方向には依然として向かっていないことを示している。こうした状況であるにもかかわらず、何故、満足派は多く、不満派は少ないのだろうか。次節以降では、アンケート調査結果を中心に、その要因について詳しくみてみたい。

1.2 「和諧社会」の促進

満足派が多くなっている要因として、「和諧社会」の推進を挙げることができる。「和諧社会」政策のもと、民工の労働・生活の諸条件は改善されつつある。実際、近年、調査地のA市に限ったことではないが、民工には、「新居民」という新たな呼称が与えられ、後述するように、「暫定居住証」から「居住証」制度の導入に伴い、新居民に対する子弟の教育の充実、社会保障への加入、住宅積立金の設置など、さまざまな待遇改善策が示されている。もっとも、こうした「居住証」の成果が早急にあがるとは考えにくい、近い将来、都市住民へ承認され、農民から民工へ、民工から都市住民へという身分の転換が達成され、都市住民と同じような暮らしができるのではないかといった将来的な期待が、彼らの「満足度」に対して、一定程度の影響を与えることになっていると推測できる。もっとも、後述するように、この「居住証」制度は、全面的な民工の身分の転換を意味するものではなく、実際には依然として都市住民への門戸は僅かにしか開かれていないのだが、少なくとも、これまでの膠着した戸籍制度からはやや前進している面もあり、その変化は、民工の意識にも少なからず影響を与えている。



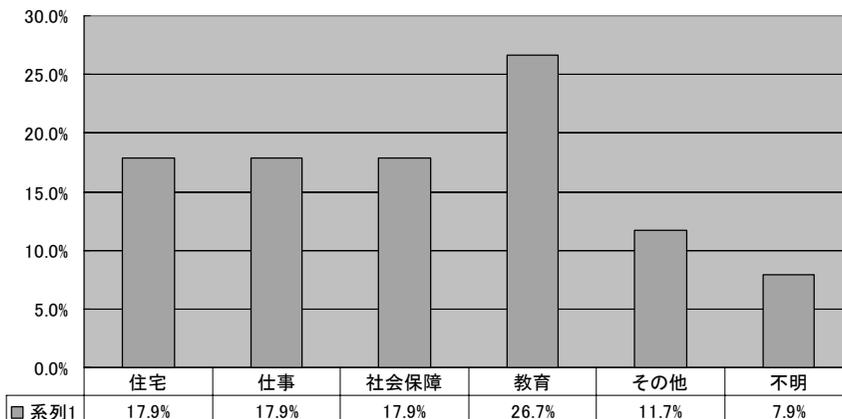
グラフ 1-2 A市の都市住民と比較して、不満・不公平感を感じることはあるか

たとえば、「A市の都市住民と比較して、不満・不公平を感じることはあるか」という問いかけに対して（グラフ 1-2 参照）、「非常に感じる」は 12.9%（31 人）、「少し感じる」は 25.8%（62 人）と 4 割弱が負の評価を出す一方で、「あまり感じない」は 16.3%（39 人）、「まったく感じない」は 8.3%（20 人）、そして、「考えたことがない」は 34.2%（82 人）となっている（「不明」は 2.5%・6 人）。そもそも民工は、都市住民と自らの生活・労働などを直接比較しない傾向があり、調査結果でも、6 割弱は、不満・不公平感を抱かず、または、もとよりそうした比較軸を持ち合わせていない。しかし、4 割弱は都市住民の生活を意識し始め、不満・不公平感を抱くようになっていく。このことは、明らかに権利の存在を認識し始めた傾向にあることがわかる。

そして、実際に、「不満・不公平感を感ずる」項目をみると（グラフ 1-3 参照）、「住宅」は 17.9%（43 人）、「仕事」は 17.9%（43 人）、「社会保障」は 17.9%（43 人）、「教育」（これは子どもの教育環境に対する不満・不公平感である）は 26.7%（64 人）、そして、「その他」は 11.7%（28 人）となっている（「不明」は 7.9%・19 人）。なお、上でみた不満・不公平感を「感じない」または「考えたことはない」としている回答者も、具体的な項目には回答しており、都市住民に対して不満・不公平感を抱く割合は、もう少し高いと判断してよいであろう。そして、このように不満・不公平感を抱く項目は、とりわけ一つの項目に集中しているわけではない。むしろ、これまで戸籍制度によって隠蔽されていた多方面にわたる格差が具体的に浮かび上がってきている。

しかし、こうした格差、すなわち、不満や不公平感は、「新居民」という新たな社会的な位置づけが付与されたことによって、民工からみれば、「期待」または「希望」へと変化する可能性を秘めている。今は貧しくとも、いずれ国家が助けてくれるだろうという楽観的憶測であり、国家による「充足の先延ばし」を信じ、期待を寄せるということであろう。つまり、確かな保証がなくとも、これまでの無視され続けてきた状態から、多少たりとも認知されることは、今後、民工の満足派を増やしていく要因に結びつく可能性はある。

もっとも、民工の満足派は、とりわけ「和諧社会」が提唱される以前からも多く存在してお



グラフ 1-3 不満・不公平感を感ずる項目

り⁵「和諧社会」の推進という視点だけでは説得性に欠ける。さらに、第2章以降で詳しくみるように「和諧社会」とは、民工に対する管理強化も意味しており、以下で述べる民工の「自由」に抵触する危険がある。

1.3 故郷の生活との比較

満足派の多い要因として、民工が、主に農村から都市へ移動したことによって得た「豊かさ」を挙げることができる。この「豊かさ」とは、一つは、故郷の生活と比較し、もう一つは、故郷の近隣者（とくに民工を輩出していない家庭）と比較し、その結果得られた「豊かさ」である。

前者のケースは、相対的な「豊かさ」であり、都市住民と比べれば、決して豊かな暮らしぶりとはいえない民工の労働・生活状況であっても、土まみれになって農作業に日々勤しみ、僅かな現金しか手にすることができなかつた故郷での生活と比べれば、都市における生活は、まだ「まし」であるというものである（原田忠直 2009 pp. 91～92）。また、後者のケースは、絶対的な「豊かさ」であり、都市で稼いだお金で故郷の家を改築・新築し、または、電化製品などを購入し、民工を輩出していない家庭には決して真似できない「豊かさ」を故郷で実現することである（原田忠直 2009 pp. 92～93）。すなわち、こうした「豊かさ」を実現し、実感できることが、多数の満足派を生んでいる要因であり、都市住民と比べその生活水準に大きな開きがあろうとも、現行の国家体制を「歓迎」・「支持」する要因を形成していることに疑いの余地はない。

たとえば、アンケート調査結果の「現在の生活と故郷における生活」についてみると、現在の生活水準が、「非常に高くなった」は6.3%（15人）、「高くなった」は54.6%（131人）、「変わらない」は25.8%（62人）、「低くなった」は10.4%（25人）、そして、「非常に低くなった」は0.8%（2人）となっている（「不明」は2.1%・5人）。そして、この質問項目と「満足度」を重ね合わせると（表1-1参照）、「非常に高くなった」と回答した15人では、86.7%（13人）が満足（「非常に満足」と「満足」）であるとし、「高くなった」では60.3%（79人）、「変わりはない」では27.4%（17人）、「低くなった」および「非常に低くなった」とする27人では48.1%（13人）となっている。このように生活水準が低下したとするなかにも、現在の生活に対して満足し

表 1-1 現在の生活と故郷における生活との比較と満足度（単位：人）

	非常に満足	満足	どちらともいえない	不満	非常に不満	不明
非常に高くなった	53.3% (8)	33.3% (5)	6.7% (1)	6.7% (1)	-	-
高くなった	8.4% (11)	51.9% (68)	21.4% (28)	13.0% (17)	4.6% (6)	0.8% (1)
変わらない	6.5% (4)	21.0% (13)	51.6% (32)	12.9% (8)	8.1% (5)	-
低くなった	4.0% (1)	44.0% (11)	24.0% (6)	8.0% (2)	20.0% (5)	-
非常に低くなった	50.0% (1)	-	-	50.0% (1)	-	-
不明	-	60.0% (3)	40.0% (2)	-	-	-

5 注1の調査時期をみれば明らかのように、2000年代初頭から満足派は多くを占めている。

ている層はいるが、故郷の生活に比べその水準が高くなったことと満足派の多いことには一定程度の関連性がある。

しかし、農村との生活を比較することによって、満足派が多いという見方には、いくつかの問題点が指摘できる。

第1に、民工が、相対的な「豊かさ」を実感できることは、彼らが、中国社会に民工として初めて立ち現れるときの生活水準があまりにも低く、言い換えれば、故郷における生活状況が惨めであったからにはほかならない。民工として都市における生活の時間が過ぎれば、彼らは、自らが稼いだお金で故郷の生活状況を改善させ、その格差は縮まるであろう。むしろ、都市と故郷の生活環境が逆転するのに、それほど多くの時間は必要とされない。そのため、こうした故郷との比較軸が、やや長期的にみれば、「満足度」を維持することに繋がらない面もある。逆に、生活環境だけに限ってみれば、故郷のほうが「豊かさ」を実現できているにもかかわらず、そこで生活できない、という不満派の増加に結びつく恐れすらある。また、絶対的な「豊かさ」も、同様に、時間の経緯とともに、近隣者も次から次に民工として都市に向かうようになれば、その「豊かさ」は一般化され、彼らの「満足度」を下支えする効果は徐々に薄れていくであろう。

第2に、上述した「和諧社会」の推進は、故郷との比較軸から都市住民との比較軸へ、その比重が移っていく可能性がある。上述したように今回のアンケート調査では、都市住民と自らの生活を比べるなかで、不満・不公平感を抱く層が少なからず存在し、住宅、仕事、教育面における改善要求が表面化しつつある。そして、こうした要求の終着点は、いうまでもなく、都市住民の生活水準であろう。これまで多くの民工にとって、都市住民の生活とは、別世界の風景であり、彼らの意識の外側に存在するものであった。それ故に、民工の不満・不公平感が高まらない要因の一つを形成するとともに、彼らの比較軸は、故郷に釘付けになっていた面がある。

しかし、上述したように「和諧社会」の推進によって、都市住民の生活が忽然と彼らの目の前に姿を現し、都市住民の豊かな生活が、意識化されることは、民工がこれまでに抱くことがなかった「期待」や「希望」、または同時に、不満・不公平感を含みながらも都市住民の生活へ眼差しが向けられることになる。もっとも、近い将来、民工の感情が、どちらに転ぶかは定かではないが、一度、彼らの視線が、都市住民の生活に向かうようになれば、故郷との比較軸は、徐々に形骸化されていくのではないかと推測される。

このような理由から、筆者は、故郷との比較軸が、時間の経緯とともに、「満足度」を支えきれなくなるのではないかと考えている。むしろ、今後は、都市生活のなかに、「満足度」を支える要因を探る必要があるのではないだろうか。そして、その要因として、ひとつは、都市における「豊かさ」の実現、または都市だからこそ体感できる「消費の刺激」であり、もう一つは、民工が民工ゆえに手にすることができる「自由」を挙げることができると考えている。

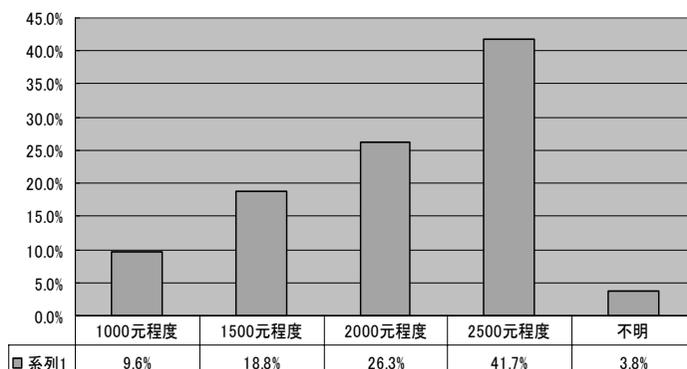
1.4 都市における「豊かさ」の実現と「消費の刺激」

都市における「豊かさ」の実現とは、まさに都市住民と同じように高級な生活用品、さらに自

動車、マンションなどを購入することである。また、「消費の刺激」とは、都市住民ほど購買力がなくとも、天井まで届く勢いで商品が並ぶ大型のショッピングモールでウィンドウショッピングをするだけで、R.セネットの言葉を借りれば、「消費の情熱」は強まり（リチャード・セネット 2009 pp.158～160）⁶、幸福な気分になることができることである。こうした都市における消費、または、都市だからこそ享受することができる消費の刺激が、彼らに充足感を与え、「満足度」を支えている可能性は決して小さくないと考えられる。

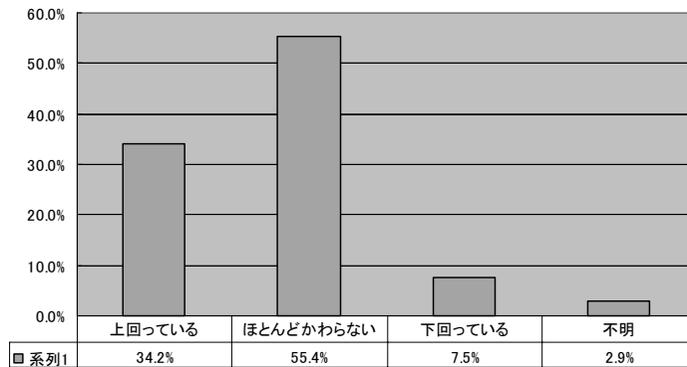
以下、アンケート調査結果から、彼らの「購買力」と「満足度」の関係を詳しくみてみたい。もっとも、「購買力」を収入水準だけで判断することは、それほど簡単なことではない。たとえば、たとえ収入水準が高くとも、子どもの数が多く、さらに、故郷とA市との二重生活になっているケースでは、ゆとりのある生活を送ることは難しいであろう。そのため、ここでは、A市で生活していく上で「1ヶ月に最低必要経費（家賃、食費、医療費、教育費など）」を収入が「上回っているかどうか」、すなわち、生活の「余裕（または余力）」と「満足度」の関連性から分析を進めたい。

まず、「1ヶ月の最低必要経費」が、どの程度であるかをみると（グラフ1-4参照）、「1000元程度」は9.6%（23人）、「1500元程度」は18.8%（45人）、「2000元程度」は26.3%（63人）、そして、「2500元程度」は41.7%（100人）となっている（「不明」は3.8%・9人）。このように全体の7割弱は、「2000元から2500元程度」に占められ、この水準が、A市において民工が生活していく上での最低必要経費の一つの目安になると考えてよいであろう。そして、「最低必要経費」を「上回っているかどうか」をみると（グラフ1-5参照）、「上回っている」は34.2%（82人）、「ほとんどかわらない」は55.4%（33人）、そして、「下回っている」は7.5%（8人）となっ



グラフ1-4 1ヶ月の最低必要経費

6 なお、セネットによれば、この「消費の情熱」とは、「日常生活のルーチンと制約を超越した何ものかを夢みることによって、人々は解放されるからだ。おなじように、生活するのに利用できる手段はすべて試し、使い尽くしたと感ずることによって、人々は解放されるかもしれないからだ。自分が、直接、知っているもの、使っているもの、必要としているものを、精神の上で超越したとき、人々は解放される」とし、「消費の情熱」は「自由」の別名であると定義している。



グラフ 1-5 最低必要経費を上回っているか？

ている（「不明」は2.9%・7人）。このように大半の回答者は、その最低必要経費に差異はあるものの、「まずまず」の生活を送っていると認識しているようだ。

次に、回答者の家庭の「1ヶ月の収入水準」が、最低必要経費を「上回っているか」どうか、そして、「満足度」との関連性をみると（表 1-2 参照）、次のような点が指摘できる。

第 1 に、最低必要経費を「上回っている」とする回答者の満足派を、収入水準に従いながらみ

表 1-2 「生活の余裕」と「満足度」（単位：人）

	非常に満足	満足	どちらともいえない	不満	非常に不満	不明
1500 元未満						
上回っている	-	14.3% (1)	28.6% (2)	42.9% (3)	14.3% (1)	-
ほとんどかわらない	13.6% (3)	40.9% (9)	27.3% (6)	-	13.6% (3)	4.5% (1)
下回っている	-	50.0% (1)	-	50.0% (1)	-	-
不明	-	-	-	-	-	-
1500 元以上 2000 元未満						
上回っている	8.3% (1)	50.0% (6)	33.3% (4)	8.3% (1)	-	-
ほとんどかわらない	17.6% (3)	35.3% (6)	11.8% (2)	11.8% (2)	23.5% (4)	-
下回っている	-	-	100.0% (2)	-	-	-
不明	-	-	-	-	-	-
2000 元以上 2500 元未満						
上回っている	5.6% (1)	50.0% (9)	16.7% (3)	16.7% (3)	11.1% (2)	-
ほとんどかわらない	10.0% (3)	33.3% (10)	43.3% (13)	10.0% (3)	3.3% (1)	-
下回っている	-	100.0% (2)	-	-	-	-
不明	-	-	100.0% (1)	-	-	-
2500 元以上 3000 元未満						
上回っている	14.3% (1)	57.4% (4)	14.3% (1)	-	14.3% (1)	-
ほとんどかわらない	-	14.3% (1)	71.4% (5)	14.3% (1)	-	-
下回っている	-	-	-	100.0% (1)	-	-
不明	-	-	-	-	-	-
3000 元以上						
上回っている	16.0% (4)	68.0% (17)	16.0% (4)	-	-	-
ほとんどかわらない	21.4% (6)	32.1% (9)	25.0% (7)	17.9% (5)	3.6% (1)	-
下回っている	-	25.0% (1)	50.0% (2)	25.1% (1)	-	-
不明	33.3% (1)	33.3% (1)	-	33.3% (1)	-	-

ると、「1500 元未満」では 14.3% (1 人)、「1500 元以上 2000 元未満」では 58.3% (7 人)、「2000 元以上 2500 元未満」では 55.6% (10 人)、「2500 元以上 3000 元未満」では 71.8% (5 人)、そして、「3000 元以上」では 84.0% (21 人) が満足していると回答している。このように上述の最低必要経費の目安である「2000 元から 2500 元程度」以上の収入水準の層、すなわち、生活に余裕があると推測される層において満足派は多くなる傾向が強くみられ、生活の「余裕」と「満足度」には一定程度の関連性がある。もちろん、こうした余裕のある層のすべてが都市住民と同レベルの購買力を持ち合わせているわけではない。しかし、実際、アンケート用紙には、1ヶ月の収入が「6000 元」、「10000 元」と記入されているケースもあり、また、今回のアンケート調査に回答しているかどうかは定かではないが、筆者が、民工学校の子もたちの家庭に足を運び、ヒアリングを実施していると、部屋のなかには家電製品が並び、さらに自動車、新築のマンションを購入し、都市において「豊かさ」を実現している民工も決して多くはないが、存在しているのも事実である。

第 2 に、最低必要経費と収入水準が「ほとんどかわらない」とする回答者の満足度を、収入水準に従いながらみると、「1500 元未満」では 54.5% (12 人)、「1500 元以上 2000 元未満」では 52.9% (10 人)、「2000 元以上 2500 元未満」では 43.3% (13 人)、「2500 元以上 3000 元未満」では 14.3% (1 人)、そして、「3000 元以上」では 53.5% (15 人) と回答している。このように生活にそれほど余裕がないと思われる層においても (ただし、「2500 元以上 3000 元未満」の層を除いて)、満足派は多くなる傾向を示している。

そして、生活の「余裕」と「満足度」との関連性にみられる結果からは、生活の余裕と満足度の関連性のほかに、少なくとも次のような二つの見方が提示される。

それは、一方において、収入水準だけが、彼らの満足度を規定するものではない、という見方であり、また、他方において、大金を手にしていなくとも、民工は「まずまず」の生活が送れていることに「満足」を感じることはできるのではないかと、という二つの見方である。

つまり、前者の見方に立てば、民工の満足度は、収入水準や生活の余裕だけでは説明できない。さらに、前節で述べたように、「故郷の生活」と比べて現在の生活が必ずしも向上していなくとも満足派が存在していたことも、同様のことがいえるであろう。したがって、次節で詳しくみる「自由」が大きな要因を果たしているのではないかと、という見方を後押しすることとなる。すなわち、都市における「豊かさ」の実現あるいは「故郷の生活」と比較した上での「豊かさ」の実現という要因だけで、現行の国家体制を「歓迎」・「支持」していることを全面的に説明することは難しいといわざるを得ず、「自由」を手にした民工の姿が立ち現れる。

また、後者の見方に立てば、民工は、都市において、「まずまず」の生活のなかで、都市住民と同じような購買力がなくとも、上述したように、都市ならではの「消費の刺激」を身体で感じ、時折、身の丈に応じてショッピングセンターで買い物があれば十分であるという「消費者」としての姿が立ち現れることになる。

どちらの民工の姿が、より彼らの実態に近いのであろうか。筆者は、現時点において、どちら

もが民工の姿ではないかと推測している。しかし、将来的に、どちらに振れていくかを見極めることが、「満足度」と民工の実態とのギャップから派生する一つの重要な問題ではないかと考えているが、この点については、次章以降で詳しく論じたい。

1.5 民工の自由

民工の「自由」とは、筆者は、すでに別稿においても述べているが（原田忠直 2009）、「出産の自由」、「移動の自由」、「職業選択の自由」、「思想・宗教の自由」であり、これらを楽しむことができることが、民工の満足派を支える要因である、という考え方である。さらに、筆者は、民工が自由を楽しむことができる空間を、既存の都市社会と農村社会とは、異なる「民工社会」と想定している。本稿においても、中国社会を「都市社会」、「農村社会」、「民工社会」といった三元的社会構造を前提として分析を進める。

まず、アンケート調査結果から、民工が、自由をどの程度認識しているかをみると（表 1-3 参照）、次のような点が指摘できる。

第 1 に、「職業選択の自由」、「思想・宗教の自由」では、回答者の 6 割以上が「ある」（「非常にある」を含む）としている。また、「移動の自由」でも、半数近くが「ある」と回答している。そして、逆に、自由が「ない」及び「まったくない」は、これら 3 つの質問において全体の 2 割にも達していない。このように民工は、その多くが、職業の選択、思想・宗教、そして、移動の「自由」があると認識している。もっとも、筆者は、1990 年代後半から、継続して民工に対するアンケート調査を実施しているが、「自由」についての質問は、今回が初めての試みであり、民工の自由に対する認識を時系列で分析することはできない。しかし、今回の結果は、筆者の予想を大きく上回るものであった。なかでも、「思想・宗教の自由」の項目において高い数値が示されたことは、驚きでもある。ただし、近年、流行している宗教（とくに「地下教会」と民工が結びついているかどうかは定かではないが⁷、「思想・宗教」と民工がどのように関わっていくかは今後注目すべき点であろう。

第 2 に、「出産の自由」では、「非常にある」及び「ある」と回答したのは 3 割強で、自由につ

表 1-3 「自由」に対する認識度（単位：人）

	非常にある	あ る	どちらともいえない	あまりない	まったくない	不 明
職業選択の自由	6.7% (16)	56.7% (136)	15.4% (37)	12.1% (29)	6.7% (16)	2.5% (6)
移動の自由	5.4% (13)	39.2% (94)	36.7% (88)	8.3% (20)	7.1% (17)	3.3% (8)
思想の自由	7.9% (19)	55.8% (134)	21.7% (52)	7.1% (17)	5.0% (12)	2.5% (6)
出産の自由	4.6% (11)	28.8% (69)	29.2% (70)	14.6% (35)	18.8% (45)	4.2% (10)

7 中国におけるキリスト教（地下教会を含む）の実態を伝えるものとしては、金龍范（2007）、そのほかには、新聞記事として、朝日新聞（2009年7月27日、9月30日）、読売新聞（2010年1月8日）などがある。

いての質問項目のなかでは、一番低くなっている。そして、逆に、「あまりない」が14.6% (35人)、「まったくない」が18.8% (45人)で両者をあわせると3割以上に達している。こうした結果は、次章で詳しく述べるが、計画出産（いわゆる「一人っ子政策」）の成果にほかならない。前者の「あまりない」とはA市における管理体制の強化を反映した結果であり、後者の「まったくない」は故郷またはA市において管理体制の網の目を抜けきれずに処置（子宮摘出手術など）された結果であると推測できる。

また、第3に、「職業選択」、「思想・宗教」、「移動」、そして、「出産」の自由が、「人生において重要であるかどうか」をみると、「非常に重要」は50.0% (120人)、「やや重要」は30.8% (74人)、「あまり重要ではない」は14.2% (34人)、「まったく重要ではない」は1.3% (3人)となっている（「不明」は3.8%・9人）。ただし、今回のアンケート調査では、彼らの思考や行動様式に大きな影響を持っていると考えられる要素、たとえば、「お金」や「家族」などと直接比較したわけではないが、このように全体のほぼ8割が、「自由」を重要視しており、彼らの思考及び行動様式に強い影響を与える要素になりつつあるのではないと思われる。

次に、「自由」と「満足度」の関連性をみると、「職業選択の自由」において「自由がある」とする125人では、満足派は57.9% (88人)を占め、不満派は15.8% (24人)となっている。

「思想・宗教の自由」において「自由がある」とする153人では、満足派は55.6% (85人)、不満派は20.0% (29人)となっている。「移動の自由」において「自由がある」とする107人では、満足派は45.8% (49人)、不満派は19.6% (21人)となっている。そして、「出産の自由」において「自由がある」とする80人では、満足派は63.8% (51人)、不満派は12.5% (10人)となっている。このように各項目における満足派はほぼ半数近くまたは半数以上を占め、逆に、不満派は2割以下と少なくなっており、「自由」と「満足度」には、一定程度の関連性があるといえるであろう。

以上、「満足度」と民工の実態とのギャップを埋める要因についてみてきたが、必ずしもその要因は、一つではないが⁸、前節でみた「豊かさ」の実現、「消費の情熱」だけでなく、民工の「自由」が大きな要因を形成し、今後の民工社会の動向をみていく上で重要であろう。次章以降では、民工の「自由」を中心に、さらに、このギャップについて詳しくみてみたい。

8 四つの要因以外にも、本稿の第2章で触れる「存在理由」という視点も民工の「満足度」を支える要因のひとつに挙げることができるであろう。また、将来、「商売で成功したい」という「希望」を持つことができることも要因の一つに挙げることが可能ではないかと考えている。実際、これまで筆者が実施してきた民工に対するアンケート調査結果では、民工の多くが、「将来、商売で成功したい」という「希望」を強く持つ傾向がある。さらに、今回のアンケート調査においても、「商売で成功したい」は、全体の8割強を占めている。ただし、本稿では、この「商売で成功したい」という視点は、敢えて除外して分析を進めている。なぜならば、筆者自身、民工が、「商売で成功する」過程のなかで、彼らが手にしている「自由」と、政府からの仕事を「請負う(包)」時に想定される国家権力との関係をしっかりと把握できていないためである。そのため、この視点からの分析は今後の課題としたい。

2 民工の自由の二面性

2.1 民工の自由が存在する空間

何故、民工は、「自由」を手にすることができたのだろうか。それは、民工にとって故郷から都市への移動が、単なる空間的な移動ではなく、管理体制の境界線を越えることを意味したからにほかならない。

中国における改革・開放政策の実施に伴う市場経済の浸透は、一方において、大量の農民を、それまでの膠着した中国社会の身分制度から解放させたが、他方において、解放のその先に彼らの定住の地（新たな身分）を用意するにはいたっていない。もちろん、上述したように民工は、「新居民」と呼ばれるようになり、都市における新たな位置づけがなされつつあるが、「新居民」＝「都市戸籍保有者（都市住民）」ではなく、民工に確たる足場が与えられたわけではない。また、後述するように A 市では、近年、「居住証」制度の導入も進みつつあるが、すべての民工にとって、都市戸籍を保有するための門戸が大きく開いたわけではない。そのため、民工は、必然的に都市社会でもなく、農村社会でもない、新たな空間である民工社会での生活を余儀なくされている。しかし、その空間には、都市の政府による管理も、故郷の政府の管理もおよびにくく（または、流動性の高い民工を掴みきれず）、結果として、彼らは、管理体制の外側に存在している。すなわち、中国政府が、民工という一群を長期間にわたり、放置した結果、国内に、管理できない民工社会が生まれ、民工は、「自由」を手にするのが可能となっている。したがって、民工が手にする自由とは、一つの側面として、管理体制の外側、国家体制から離れた空間にある自由として捉えることが可能であろう。そして、前章でみたように民工自身もこの「自由」を認識し、重要視する傾向にある。

このように民工の「自由」は、彼らが、管理体制の境界線を跨いだことによってもたらされるものであるが、何故、管理体制の境界線を越えた外側に位置づけられることになっているのだろうか。それは、いうまでもなく、中国固有の戸籍制度に原因がある。そして、戸籍制度が、今なお存続している要因は、民工を受け入れる都市の財政的負担増の問題、都市住民の縄張り意識的な問題などを指摘できるが、中国経済が、新自由主義の世界市場に依存していることが、もっとも重要な要因を形成している。

労働という分野に限って新自由主義をみれば、もちろん中国だけの特徴ではないが、雇用よりも効率が優先されることであり、正規社員の減少、非正規社員の増大を成し遂げることが、新自由主義の世界市場に対応することである。そして、正規社員と非正規社員の境界線は、「能力主義」によって引かれる。すなわち、能力のない者は、首を切られ、非正規社員の身分に落とされる。中国において正規社員から非正規社員への転落は、主に国有企業の従業員（都市住民）が対象となり、多くの人々が「不要」という烙印を押され、生活水準の低下を余儀なくされている（上原一慶 2009 pp. 243～280）。

しかし、民工の場合は、こうした国有企業の従業員のケースとは異なる。なぜならば、彼らの大半は、戸籍制度のもと、初めから正規社員へのラダーを外された状態にあるからだ。すなわち、戸籍制度とは、大量の非正規社員を生み出し、その身分を固定させる装置にほかならない。さらに、戸籍制度は、市場化以前からの都市と農村の教育格差（能力主義）を内包するものであり、戸籍制度によって引かれる境界線は、おおよそ「能力主義」の境界線と一致する。つまり、戸籍制度＝「能力主義」の図式が成立することによって、この制度の存続に妥当性が与えられている。とくに、民工自身は、自らの学歴水準の低さを痛感しており、「能力主義」＝非正規社員という構図を受け入れることに対して、これまでは強い抵抗を示すことはなく、積極的ではないにしろ、戸籍制度の妥当性を容認している⁹。

さらに、民工自身からみれば、3K 労働現場に自らの存在理由を見出している可能性も否定することはできない。なかでも、都市住民が決してその手を汚そうとはしない3K 労働の現場、言い換えれば、民工自らが働く現場こそが、中国経済の急成長を支えているという自負が、彼らの存在理由を浮き上がらせ、戸籍制度を容認する一つの根拠になっているのだろう。つまり、こうした「能力主義」的要素を反映する戸籍制度は、民工を非正規社員の身分のまま維持し、その上、彼らの存在理由を明確にするためには、非常に有効であり、民工を新自由主義の世界市場の最前線に立たせ続けることに成功している。このように中国経済は、新自由主義の世界市場と向き合うなかで、低賃金で、無権利な層を大量に国内に蓄積し、世界中の資本が、彼らを目指し、集積している。そして、新自由主義の世界市場への依存度が高まれば高まるほどに、民工は、増大し続けるという構図が生まれている。

こうした民工を取り巻く状況をみれば、自由が存在する空間である民工社会とは、次のような二つの性質を帯びている。一つは、管理体制の外側としての性質であり、もう一つは、新自由主義の世界市場に直面しているという性質である。そして、こうした二面性を念頭に入れ、民工社会または民工の「自由」を再考すれば、次のような問題点が指摘できるだろう。

2.2 管理体制の外側の「自由」と新たな管理手段

管理体制の外側において民工が「自由」を享受していることは、国家体制の枠組みから民工社会がズレはじめていることを意味する。それは、強固な鉄格子から痩せ細った人々が、その隙間からひとりまたひとりと、抜け出したその先の空間で、それまでの拘束された自らの存在がまるで嘘であったかのように、自由を謳歌することである。現段階において民工の満足派が多数を占める現状からみれば、彼らが抜け出した空間、すなわち、民工社会は、彼らにとって、必ずしも、天国のような場所ではないことは確かであるが、自らの能力を顧み、さらに、存在理由の面からみれば、納得できる場所でもある。

9 たとえば、民工に対するアンケート結果をみると、戸籍制度の撤廃を民工自身が強く求めているわけではない（邹农俭 2009 p. 261）、（原田忠直 2009 p. 91）。

しかし、近年の「和諧社会」の推進により、こうした国家体制の外側に存在している民工は、以下で詳しくみる「居住証」制度を通して、その内側へ徐々に組み込まれつつある。

たとえば、A市では近年、「居住証」制度の導入が進められている（A市を含む周辺の都市では、2007年より導入されている。上海市や広州市では、2010年より実施されていることから、全国的にみて先駆的な試みであったと考えられる）。ここでは、まず、その内容を詳しくみてみたい。

現在、A市における「居住証」は、「臨時居住証」、「普通人員居住証」、「專業人員居住証」の3つのタイプに分けられている。

第1に、「臨時居住証」とは、A市で居住する民工は、基本的にこの「臨時居住証」を申請し取得しなければならない。そして、この「臨時居住証」を取得することによって、次のような待遇を受けることが可能になる。労働に関する法律・法規などに関する学習（訓練）を無料で受講することができる。また、技術職に関する評価（技術レベルに対する評価）、労働資格証明書などの取得に関して、都市住民と同じ権利と義務が与えられる。都市住民と同じ社会保障（年金、失業、医療など）を受ける権利が与えられる。労働契約を結んだのち、住宅積立金の権利が与えられる。7歳以下の子どもは、医療機関において無料で予防接種を受けることができる。

規定の条件（この場合は学力水準）を満たし義務教育段階の公立学校に通学する子どもの学費と雑費は免除される。既婚女性に対して、年2回の妊娠検査、避妊手術などを無料で受けることができ、さらに、避妊具が無料で配布される。自動車免許をA市で取得することができる。

第2に、「普通人員居住証」とは、「臨時居住証」を1年以上保有し、その他の条件（たとえば、犯罪歴など）をクリアした場合、取得することができる。そして、これを取得することによって、「臨時居住証」の取得者に対するサービスのほかに、次のような待遇を受けることが可能になる。

都市住民と同じように政府から、職業技能の訓練補助費を受けることができる。義務教育段階の公立学校に通学する子どもの学費や雑費以外にかかる費用は、都市住民の子どもと同額とされる。子どもは、A市の公立の中学・高校に進学することができる。小・中学生は、医療保険に参加することができる。結核、血吸虫病、エイズなどの伝染病の検査や治療費は減免される。都市住民と同じように法律に基づき援助の待遇を受けることができる。規定に従い、優秀な党員、優秀な団員（青年団）、優秀な人材、模範労働者は、優秀新居民の荣誉と栄光を受けることができる。

第3に、「專業人員居住証」とは、専門学校（高校を含む）以上の学歴があり、または熟練した技術や管理経験を有し、さらに、「普通人員居住証」を2年以上または「臨時居住証」の取得より3年が経過すれば、申請し取得することができる。そして、「普通人員居住証」の取得者に対するサービスのほかに、次のような待遇を受けることが可能になる。新居民のために建設されている比較的安い小型の住宅を購入するための申請ができる。「專業人員居住証」を10年以上持てば、生活費の援助を受けることができる。また、大病にかかり生活が困難になった場合は、治療費などの援助を受けることができる。社区組織の民主的管理に参加することができる。

「専門人員居住証」を15年以上持ち、さらに条件が整えば、本人の意思に基づき、都市戸籍への転換が可能となる。

このように「居住証」制度の導入は、段階的であり、やや長期的展望も必要であるが、民工から都市住民への転換のための門戸が開かれたといえるであろう。しかし、この「居住証」については、少なくとも次のような問題点が指摘できる。

第1に、三つに分類された「居住証」の境界線は、基本的に滞在期間が一つの基準であるが、都市住民への足がかりが確保される「専門人員居住証」へのステップアップには、「学歴水準」または「能力主義」（とくに技術力・管理能力）が重要な基準となっている。つまり、新自由主義の世界市場に対応した新たな線引きという面が色濃く反映している。言い換えれば、能力のある者、または、都市経済の発展に必要である人材に対して、その待遇を、都市住民に限りなく近づけ、将来的に都市戸籍を与えるという誘惑をぶら下げるものである。

第2に、「能力主義」に応じた線引きは、一方において、比較的学歴水準が高い民工の第2世代からみれば、「専門人員居住証」は、彼らに計画的な人生設計を与えることに繋がると推測される。しかし、他方において、第1世代、すなわち、今回のアンケート調査の回答者のように中卒レベルの民工からみれば、まさに、前途を塞がれたと感じても不思議ではないであろう。まさに、彼らは、国家から「不要」という烙印を押されたようなものである。

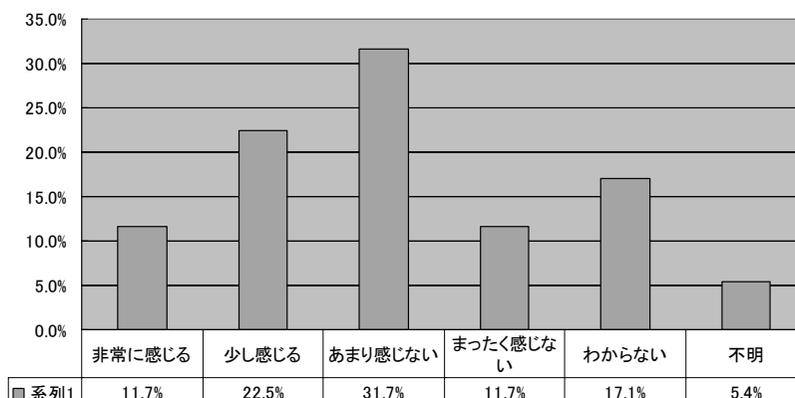
第3に、本稿の課題である「自由」の視点からみれば、「居住証」を取得することは、同時に、上述したような待遇改善につながるが、そのすべてが、彼らにとって魅力あるものばかりではない。むしろ、待遇改善という名のもとで進められる管理体制の強化は（その代表的な例は計画出産である）、彼らが享受している「自由」に抵触する危険を大いに孕んでいる。実際、計画出産と自由についてみると、次のような状況がある。

まず、上述したように「出産の自由」が「ある」とする民工は全体の3割強を占め、また、これまでA市のY民工学校で、筆者が、実施してきたアンケート調査結果では、民工の多産化傾向が著しく高い傾向を示している¹⁰。すなわち、管理体制の外側で彼らは「出産の自由」を手にし、それを実現している。

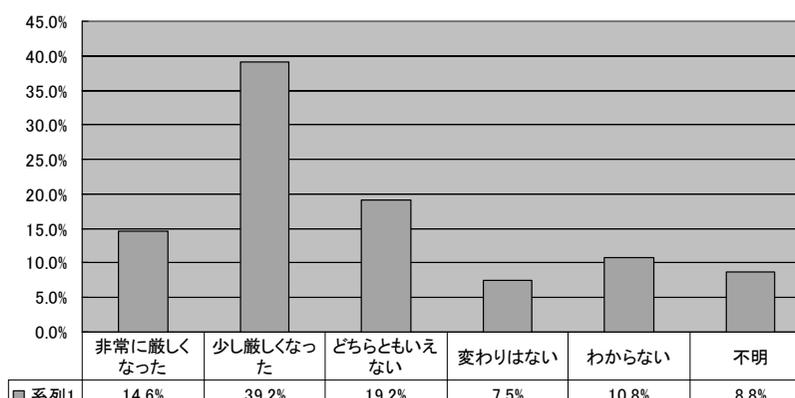
しかし、A市では、2009年5月に、《「新住民計画生育サービス管理カード」制度（試行）に関する通知》を交付し民工に対する計画出産を遵守するように呼びかけている¹¹。その内容をみると、まず、新住民の出産適齢期の女性に対して、計画生育法を厳守し、計画出産義務を履行すること。現在の居住地の街道または地域の管理を受けること。もし違法に出産した場合は法的責任を負うこと。そして、A市在住の地縁・血縁者の計画出産に協力すること、という4点を承諾した上で本人自らが署名し、「新住民計画生育サービス管理カード」が手渡される。そ

10 たとえば、2009年10月の調査において調査対象者の学生に「兄弟数」を聞いたところ、2人以上が全体の9割強を占め、さらに、3人以上は4割強を占める結果になっていた（原田忠直2010）。

11 A市の新住民事務所が発行している資料に基づく。



グラフ 2-1 A 市政府に管理されていると思うか



グラフ 2-2 民工として生活を始めた頃と比べ管理は厳しくなったか

して、このカードがあれば、妊娠検査、避妊薬の埋め込み手術、中絶手術、避妊具の配布などのサービスを無料で受けられる、という制度である。上述した「臨時居住証」を取得することは、この「新居民計画生育サービス管理カード」の取得も義務づけられており、他の待遇を受けるためには、この「管理カード」の取得が必修条件となっている。まさに、民工からみれば、待遇改善ばかりではなく、同時に管理強化という面が目前に迫りつつある。

実際、こうした管理体制の強化に対するアンケート調査結果をみると、次のような点が指摘できる。

第1に、「現在、A 市政府によって管理されていると感じているか」という質問に対して（グラフ 2-1 参照）、「非常に感じる」は 11.7%（28 人）、「少し感じる」は 22.5%（54 人）、「あまり感じない」は 31.7%（76 人）、「まったく感じない」は 11.7%（28 人）、そして、「わからない」は 17.1%（41 人）となっている（「不明」は 5.4%・13 人）。このように全体の 3 割強は、A 市政府から管理されていると感じているが、半数以上は、「感じない」または「わからない」としており、現時点では、管理されているという意識よりも、行政サービスの充実に目が奪われてい

表 2-1 管理状況と満足との関連性 (単位:人)

	非常に満足	満足	どちらともいえない	不満	非常に不満	不明
非常に厳しく変わった	22.9% (8)	45.7% (16)	17.1% (6)	8.3% (3)	5.7% (2)	-
少し厳しく変わった	7.4% (7)	43.6% (41)	28.7% (27)	16.0% (15)	4.3% (4)	-
どちらともいえない	15.2% (7)	23.9% (11)	37.0% (17)	13.0% (6)	10.9% (5)	-
変わらない	5.6% (1)	61.1% (11)	22.2% (4)	5.6% (1)	5.6% (1)	-
わからない	-	43.3% (11)	38.5% (10)	7.7% (2)	7.7% (2)	3.8% (1)
不明	9.5% (2)	47.6% (10)	23.8% (5)	9.5% (2)	9.5% (2)	-

るか、または、回答者のなかには、依然として「居住証」を保有していないかによって、管理されているという意識がそれほど顕在化しているわけではない。

しかし、第2に、「民工として生活を始めた頃と比べ、管理は厳しくなったか」をみると(グラフ2-2参照)、「非常に厳しく変わった」は14.6% (35人)、「少し厳しく変わった」は39.2% (94人)、「どちらともいえない」は19.2% (46人)、「変わらない」は7.5% (18人)、そして、「わからない」は10.8% (26人)となっている(「不明」は8.8%、21人)。このように過去と比較する質問に対して、半数以上の民工は、管理が厳しくなりつつあると認識している。「居住証」の登記、または、待遇改善の名のもとで進められる計画出産の強化など、以前と比べ、かなり義務化しつつある状況が、こうした結果に反映していると考えられる。そして、この質問と「満足度」との関連性をみると(表2-1参照)、次のような点が指摘できる。

第1に、「非常に厳しく変わった」とする層では、満足派の割合が68.6%でもっとも高くなっている。そして、逆に、不満派はわずか14.3%を占めるに過ぎない。また、「少し厳しく変わった」とする層も、満足派の割合(51.0%)は、「非常に厳しくなった」とする層と比べ、やや低くなり、逆に、不満派の割合(20.3%)は高くなっているが、ほぼ同様な傾向を示している。このような結果から、これら層は、民工に与えられている「自由」よりも、上述した「新居民」に対する待遇改善を選択し、国家体制の境界線の内側へと移動していく可能性が高いと思われる。ただし、その移動が、可能であるかどうかは、彼ら自身の能力に深く関係し、さらに、彼ら自身にその決定権はないのだが、少なくとも、今後、子どもを産む予定がなく、または、すでに処置済みの家庭などから、「新居民」を選択するケースが現れてくるのではないかと推測される。

第2に、「どちらともいえない」、「変わらない」、そして、「わからない」という層における満足派と不満派の割合をみると、「どちらともいえない」の不満派(23.9%)はやや高くなっているが、基本的に、どの層においても、上でみた「厳しく感じている」層とほぼ同じ傾向を示している。すなわち、これら層は、管理体制の強化が、自らの生活にそれほど大きな影響を与えていないと判断している。具体的にいえば、この層では、おおむね、「居民証」を登録していないか、あるいは、登録していたとしても、自らの利益になることは進んで享受するが、不利益(たとえば、計画出産)が生じることには無視を決め込み、都合よく管理体制の外側と内側を行き来するケースが多いのではないかと推測される。

たとえば、計画出産を迫られた場合、彼らの多くは（もちろん、上述した「管理が厳しくなった」としている層においても存在していると思われる）、迷わず「逃避」を選択するのではないだろうか。そして、この「逃避」するという意味には主に二つのケースが考えられる。一つは、「居住証」そのものを登録しないという方法である。現在（2010年5月）、A市での「居住証」を登記しているのはおおよそ15万人であり、未登録者は6万人であるといわれている。この全体の3割以上を占める未登録者のなかには、次から次に仕事や居住場所を変え、登録できないケースも少なからずあるが、登録そのものを嫌がっている、または拒絶しているケースも決して少なくないといわれている¹²。そして、もう一つのケースは、管理体制が厳しくなる都市から自由の存在する別の場所へ逃げ出すことである。もとより民工の流動性は高く、多くの民工が、迷わず「逃避的移動」という選択をするのではないかと考えられる。とくに、「不要」という烙印を押された民工、言い換えれば、「居住証」制度において、「専門人員居住証」へのラダーがはずされてしまっている民工からみれば、ひとつの都市に固辞する必然性を見出すことは難しいといえる。もっとも、管理体制が、中国の隅々の都市までに行き届くことには時間はかかるが、管理体制の強化が続く限り、民工にとっての逃げ場は徐々に狭められることになるであろう（しかし、民工の逃げ場が喪失していくことになるのかどうかは、第4章において再検討する）。

そのため、逃げ場を失った民工は、自らの自由を堅持するために、管理体制と真正面に向き合うケースが生まれることもありうるだろう。とくに、「出産の自由」を奪うことは、女性の身体そのものに処置を施すことであり、強い抵抗があっても不思議ではない。また、こうした強い抵抗が、彼らの「思想・宗教の自由」と結びつかないという保障はどこにもない。そして、鉄格子から差し出される強靱な腕が、民工の自由を押さえ込み、または、その強靱な腕で「不要」という烙印を額に刻み続けるようなことが続けば、それは、不満派の増加につながり、一つの抵抗勢力としての民工の集結を促すような事態が発生する可能性を否定することはできないであろう。民工に集結していく潜在力があるのかどうかは、第3章で詳しくみてみたい。

2.3 新自由主義の世界市場に直面する「自由」

民工社会及び民工が、新自由主義の世界市場と直面しているという面に焦点をあてると、上でみたケースとは、異なる将来像が浮かび上がる。

民工とは、上述したように世界市場の最前線に汗と土煙にまみれながらも立ち続ける存在であるが、何故、民工は、このような地位に甘んじることになっているのか。すでに指摘したように、その要因は、新自由主義の「能力主義」と中国の固有の戸籍制度が、奇しくも一致したことにある。しかし、何故、中国政府は、この一致を放置し続けているのか、もしくは戸籍制度を廃止しないのか、という疑問が生じてくる。もちろん、新自由主義の世界市場の浸透にとともに、より高い競争力を持続するためには必要不可欠である、と説明できるであろう。だが、両者の関係を、

12 A市の新居住民事務所におけるヒアリングによって得られた情報に基づく。

Z. バウマンに従いみれば、「資本市場、商品市場はいまでは、新たに社会的に治外法権化された空間へ移ってしまった。市場は国民国家の主権の及ぶ領域のはるか上空に位置づけられ、その主権が監督したり、バランスを取ったり、緩和したりできる範囲を超えてしまっている」（Z. バウマン 2008 pp. 247～248）という状態にほかならないのではないだろうか。言い換えれば、中国は、30年ほど前に世界に向けて大きな窓を開けた時から、驚異的な経済発展を遂げることになっているが、その窓からは、一匹のハエも潜入し、彼らの決して手の届かない、彼らの頭上で旋回を続けているようなものである。そして、長期間にわたり、中国政府は、コントロールできない、または敢えて放置した空間を内包することになっているのではないだろうか。このようにみれば、戸籍制度は、「廃止しない」のではなく、現行の賃金体制の崩壊を防ぐためにも「廃止できない」といった方が適切であろう。もちろん、国家は、民工に対して、積極的に「和諧社会」を推進し、「充足の先延ばし」を期待させるようとしているが、その実態は、上述した「居住証」制度にみられたように、新自由主義の世界市場への対応をより強めている。そして、こうした状況のなかで、民工は、とくに「不要」とされる民工を中心に、新自由主義の支配下に置かれ続けることになるであろう。そして、そうした民工に対しては、中国的な特殊性が追求されるのではなく、むしろ、世界のどこにでも存在している世界市場の最前線に立たされている人々と同列として分析を進めていく必要がある。

このように民工が、新自由主義の世界市場の浸透から生まれ、その状態が継続するならば、彼らは、まさに、バウマンがいう「ワールド・アンダークラス」として位置づけることができるであろう。「ワールド・アンダークラス」とは、バウマンによれば、グローバルな自由貿易と経済的進歩から落ちこぼれた残り滓、廃棄物、不良品である（Z. バウマン 2008 p. 44. もちろん、バウマンの指摘を待つまでもなく、一部の民工は、すでに国家から「不要」という烙印を押されている）。実際、労働・生活条件などの状況および人権的な視点から民工を捉えれば、彼らの存在は、バウマンの指摘した状態に限りなく近いといえるであろう。そして、こうした認識に立てば、「ワールド・アンダークラス」として民工が手にしている自由そのものの質が問われる必要に迫られることになる。

たとえば、「移動の自由」をみれば、民工は、中国のどの都市でも生活する自由を持っている。しかし、北京、上海のような大都市であろうと、または、地方の都市であろうと、彼らの多くが、実際に生活する場所は、工場や建設現場に隣接する宿舎であり、都市と農村との境界部で間借りする農家の一室である。さらに、彼らの移動先は、近年、国内に留まらず、海外にも広がりつつある。実際、日本にも、毎年、研修生制度の下、多くの中国人がやってきているが¹³、その多くは、主に農村地域からの移動であり、まさに、「海を渡る民工」といってもいいであろう。また、「職業選択の自由」も同様に、民工に与えられている自由とは、工場のラインで働くか、レストランで働くか、または、建設現場で働くか、というように、ごく限定された範囲のなかでの選択

13 研修生制度の実態を描いたものとしては、安田浩一（2010）がある。

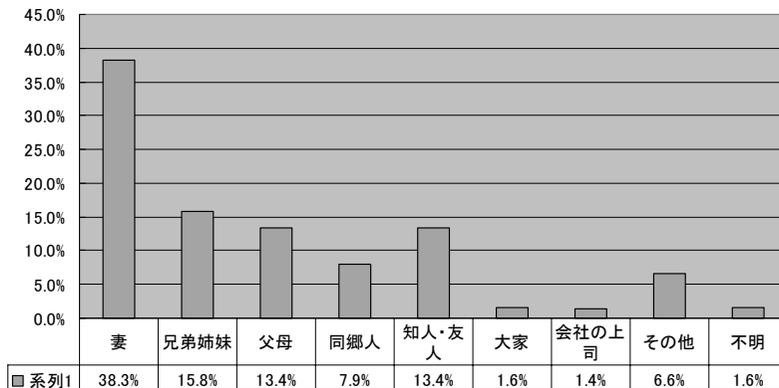
を意味している。さらに、海外においても、その仕事の内容は、3K 労働が中心になっている。すなわち、彼らは、取るに足らない自由を享受することによって、「満足している」だけの可能性もある。また、都市における「豊かさ」の実現も、「消費の情熱」も、彼ら個々人の消費能力は決して高くはないが、量的には巨大であり、世界市場の不可欠の構造の重い一部として組み込まれ、消費行為に情熱を注がされている状態になりつつあるともいえる。つまり、彼らは、国家による責任の回避、無関心の代償として、または、すりかえの結果として、取るに足らない自由を手にすることが許され、消費に明け暮れる生活に陥っている可能性が高いといえるであろう。つまり、新自由主義という視点から民工を捉えれば、彼らは、管理体制の境界線の外側において、彼らだけが手にすることが出来る「自由」を謳歌しているというよりも、「能力主義」の大波にさらされ、自らの存在がいつ破棄されるのかという不安のなかで、わずかばかりの「自由」を手にして、または、消費者としての「自由」と引き換えに、現行の国家体制を「歓迎」・「支持」していることを表明しているだけの存在に過ぎない、とみることもできるであろう。

3 民工の集結力

前章では、民工社会および民工の自由について、管理体制の外側の自由、新自由主義の世界市場に直面する自由、という二つの視点からみてきたが、彼らにとっての自由は、まったく、異なる二つの性質を帯びている。一つは、自らの自由を守るために集結していくための原動力となるのか、それとも、もう一つは、個別に快樂を求め、個人化していく方向性にあるのか、という問題を提示するものである。言い換えるならば、民工の自由は、民工社会そのものをソリッド（固体化）していくのか、それともリキッド（液状化）していくものなのかという問題でもある。

もちろん、本稿において、この問題の全面的な回答を求めることはできない。今回のアンケート調査結果からは、ただ、彼らが、どのような人間関係のもとにあるのかを知る程度に過ぎない。

たとえば、「問題が発生したときの相談相手」をみると（グラフ 3-1 参照）、「妻」は 38.3%



グラフ 3-1 問題が発生したときの相談相手

(140人)、「兄弟姉妹」は15.8% (58人)、「父母」は13.4% (49人)、「同郷人」は7.9% (29人)、「知人・友人」は13.4% (9人)、「大家」は1.6% (6人)、「会社の上司」は1.4% (5人)、そして、「その他」は6.6% (24人)となっている(「不明」は1.6%・6人)。このように「妻」・「兄弟姉妹」・「父母」、さらに、「同郷人」を含めた地縁・血縁者への依存度が非常に高くなっている。こうした傾向は、以前から見受けられる民工の一つの特徴でもある(邇農 2009 p. 279)。逆に、「大家」・「会社の上司」、さらに、「知人・友人」という回答のなかには都市住民も含まれているケースもあり、この項目を含めたとしても、民工と都市住民との間で新たな人間関係が形成されているケースはごく稀であるといえるであろう。このように民工の人間関係は、彼らの多くが地縁・血縁関係に頼って都市に働きに来ているときから、その関係性は維持されているようだ。そして、本章の課題に即していえば、この地縁・血縁という民工の関係性は、民工が集結していくのか、それとも、解体され個人化の方向に向かうのかどうかを考察する上での、一つの起点としての意味を付与することが可能であろう。

以下、A市において2009年12月21日から31日に実施された「優秀新住民選出表彰活動」の投票結果から、民工の集結力がどの程度なのかという問題の糸口をみつきたい。

まず、この「優秀新住民選出表彰活動」とは、新居民事務局及び市政府によってA市在住の民工のなかから優秀な新住民(民工)を選出し表彰するというものである。そして、その選出は、次のような手順で進められた。

第1に、「A市に2年以上滞在している」、「固定住所があり、正業に就き、収入が安定していること」、そして、「法を厳守し、とくに計画出産政策を遵守し、これまでに犯罪歴がない」ということが第1条件である。そして、「優秀な新住民」とは、社会公益事業に熱心に取り組み、喜んで人を助け、正義のために勇敢に実行し、人格が高尚であり、また、実際の職場で突出した成績を収め・大きく貢献し、さらに技術開発・管理の面における能力に優れ、社会への影響力が大きい人材であるとしている。

第2に、具体的な選出方法をみると、市内の街道や鎮などから、上でみた条件を備えた260名が選ばれた。さらに、この260名から、新居民事務局および市政府によって、業績や自薦書などを参考に19名が厳選された。実際に、A市において選出された19名をみると(表3-2参照)、

男性は16人、女性は3人である。出身地は、とくに偏りがあるわけではなく、全国12省と1自治区にまたがっている。学歴は、中卒は1人しかおらず、全体的に高学歴者が多く、とくに、大卒者が8人いる。職業は、企業勤務者が半数以上を占め、そのなかでも技術者が多い。また、企業経営者は2名(そのほかにも個人経営者は1名)、学校関係者は3名である。そして、共産党員は8名、予備党員2名を含めれば、半数以上は党関係者によって占められている。

第3に、この19名の業績(顔写真付き)が、A市の地方紙の一面を割いて紹介された。そして、選出方法は、その紙面の右下に、投票用紙があり、19名のなかから、1名だけを選び、住所、携帯番号、勤め先、そして、氏名を記入した上で、新聞から切り取り、郵送で新居民事務局まで送付するというものである。投票期間は、2009年12月21日から12月31日までで、投票資格

表 3-2 候補者一覧表

	性別	生年月日	出身地	学歴	職業	備考
1	男性	1983 年	内蒙古	専門学校卒	経営者	共産党員 計画出産連絡員
2	男性	1979 年	湖北	専門学校卒	社長補佐 (技術者)	共産党員
3	男性	1963 年	浙江	大学卒	副社長	2007 年中国軽工業連合会技術進歩 3 等受賞
4	女性	1981 年	安徽	中学卒	個人経営者	2009 年 N 社区新居民婦人代表 計画出産サービス活動
5	男性	1978 年	山東	専門学校卒	保安隊長	
6	男性	1976 年	江西	大学卒	民工学校校長	共産党員
7	男性	1960 年	山東	大学卒	医師	共産党員
8	男性	1964 年	山東	高校卒	社長補佐 (技術者)	共産党員
9	女性	1983 年	安徽	専門学校卒	旅行会社勤務	
10	男性	1973 年	安徽	不明	生産部責任者 (技術者)	共産党員
11	男性	1953 年	江西	高校卒	経営者	共産党員
12	女性	1985 年	湖北	大学卒	管理責任者	予備党員
13	女性	1970 年	河北	大学卒	教員	予備党員
14	男性	1970 年	江蘇	大学卒	工場長	
15	男性	1985 年	湖南	大学卒	教員	
16	男性	1955 年	遼寧	大学卒	技術者	共産党員
17	男性	1972 年	安徽	高校卒	職員	
18	男性	1976 年	湖北	専門学校卒	管理責任者	
19	男性	1981 年	甘肅	専門学校卒	職員	

は、A 市の都市戸籍者及び「居住証」を持つものである。

第 4 に、投票結果を受けて、2010 年 4 月、選出された 10 名が公表された。「優秀新居民」として選ばれた 10 名は、表 3-2 の 1 番から 10 番までである。なお、選出者には、2000 元と上述した「専門人員居住証」が与えられた (また、実際に、投票した者に対しては、抽選で 1 等 5 名に 200 元、2 等 10 名に 100 元、3 等 20 名に 50 元が与えられた)。

このように人選の基準はともかくとしても、選出方法は、わざわざ新聞を購入しなければならず、記名投票でもあり、さらに、郵送しなければならず、随分と手の込んだ方法が取られている。そして、実際の投票数を見ると、約 35,000 票が集まり、このうち、約 31,000 票は A 市の都市戸籍者、残りの約 4,000 票は民工の票である¹⁴。ただし、残念ながら、「優秀新居民」に選出された 10 名のそれぞれの得票数は、明らかにされていないが、こうした投票結果から、次のような点が指摘できるであろう。

第 1 に、都市住民が投じた約 31,000 票をみると、A 市の人口はおおよそ 60 万人であり、このうち 18 歳以下を除けば約 50 万人である。人口規模からみれば、この投票数は決して多いとはい

14 A 市の新居民民事務所におけるヒアリングに基づく。

えない。ただし、投票方法が新聞を購入することを前提としているため、A市の家庭数約16万戸からみれば、おおよそ5戸に1戸の家庭が投票していることになる。この31,000票が多いか、あるいは、少ないとみるかでは、意見の分かれるところであるが、筆者は、手間のかかる投票方法、さらに、都市住民からすれば、自分たちの生活にはあまり関係のない新住民に対する投票であることを考慮すれば、31,000票は決して少なくないと考えている。何故、都市住民は、わざわざ時間を割いてまで、郵便で投票したのだろうか。確かに、上述したように投票者のなかから抽選で賞金が当たることになっており、多少のインセンティブが働いたともいえるであろうが、賞金を競って我先にと投票するような額ではない。そのため、31,000票のなかには、共産党の組織票、すなわち動員がかけられた可能性を否定することはできない。実際、予備党员も含めた10名は、共産党の組織票を動かすことが可能であったと推測できる。選ばれた10名のうち、共産党员は6名おり、組織票が動いた可能性は充分あると思われる。しかし、4名は落選しており、A市全体での大掛かりな動員がかけられたわけではないと考えられる。

したがって、第2に、大掛かりな動員がかけられなかったと判断すれば、投票は、都市住民の任意に任せた可能性が高くなる。少なくとも共産党の関係者10名のうち、4名までが落選しているという投票結果をみれば、多くの人々は、そのように感じるのではないだろうか。つまり、今回の投票は、住民の任意で、優秀な新住民を選出したというイメージを広く与え、都市住民による新住民に対する信任投票という狙いがあったのではないかと推測できる。言い換えれば、まず、「居住証」制度を通して新住民を都市住民に転化させる道を作り出し、最終的には、都市住民に、優秀で、能力がある新住民を信任させるというものであったといえるであろう。政府や共産党は、新たな仲間としての新住民を都市住民に対して強引に認めさせるのではなく、都市住民が新たな仲間を選んだという形式にこだわったのではないだろうか。まさに、この形式を演出することが、「優秀新住民選出表彰活動」の目的の一つであったと考えられる。

第3に、民工が投じた約4,000票は何を意味するのか。政府及び共産党からみれば、民工の票が、どの程度集まるのか、を明確にすることは、この「優秀新住民選出表彰活動」のもう一つの目的であったと考えられる。とくに、記名投票とした理由は、たてまえでは賞金の当選者へ連絡するためであるが、本来の目的は、都市住民の票と民工の票を区分するためであると推測される。そして、民工の投票数を分析することを通して、民工の地縁・血縁関係者を中心とした集結力が、どの程度の広がりまたは強さを持っているのかを知ることが重要な目的ではなかったかと思われる。言うまでもなく、こうした点は、本章の課題そのものである。もっとも、筆者には、19名の候補者が、それぞれにどれくらいの民工の票を獲得しているかは分からない。しかし、民工の投票数は、都市住民と比べかなり少ないという印象を持たざるを得ない。単純に、それぞれの投票数を母数で割れば（都市住民の母数は18歳以下を除く50万人で算出）、都市住民では6.2%、民工（民工の母数は、21万人で算出）では1.9%となり、明らかに都市住民の方が、この「優秀新住民選出表彰活動」に対する参加度は高いといえるであろう。上で述べたように、都市住民には、一定程度、共産党による動員がなされた形跡が多少はみられるが、むしろ、候補者の19名

からみれば、そうした組織的な働きかけは、自らの地縁・血縁者を核として、友人・知人、さらには仕事仲間などに投票依頼を積極的に展開したはずであろう。実際、候補者の1人の話しによれば、投票期間中、声を掛けたとしているし、他の候補者も同様な動きをしたと考えられる。したがって、彼ら19名が獲得した約4,000票は、彼らの人的つながりの成果が多くを占めていると推測できる。

しかし、第4に、候補者が、各自努力をしたにもかかわらず、何故、都市住民と民工との投票数に大きな開きが生じる結果になっているのだろうか。都市住民も民工も、そもそも投票に対する強いインセンティブは働かないという点では、それほど大きな違いはないはずである。とくに、他人の榮譽のための投票に、関心を寄せることのほうが難しいといわざるを得ない。したがって、都市住民と民工との間に広がる差は、やはり組織力の違いが大きく反映した結果であるといえるのではないだろうか。少なくとも、「優秀新居民」に選出された10名は、広く民工から支持されたとはいえない。むしろ、地縁・血縁者を中心とした半ば身内の支持を受けた程度であり、地縁・血縁関係者の枠を大きく超えることはなく、候補者自ら、または地縁・血縁者による投票の依頼は、他の多くの民工に受け入れられることにはならなかったと判断できる。

第5に、何故、彼らは、地縁・血縁者を越えた多くの民工から支持を得ることができなかったのであろうか。その要因として、ひとつは、地縁・血縁グループの「閉鎖性」を指摘できるが、それ以上に、前章で述べた、「ワールド・アンダークラス」としての民工の性質が、大きな壁となっているのではないかと考えられる。すなわち、新自由主義の世界市場に向き合う民工が、取るに足りない根拠のもとで「満足している」と感じていることは、民工社会が、パウマンのいう「液化化する社会」へ向かう、または、民工自身も、「個人化」していく過程の一つのシグナルと受け止めることが可能である。民工は、国内では「不要」の烙印を押され、その上、世界市場の「ワールド・アンダークラス」として組み込まれながら、目の前の取るに足らない自由にしがみつき、消費行為で憂さを晴らしつつ、日々を送り始めているとすれば、その先には、不安で、不確実な日々を送らなければならない孤立した個人、さらに、他者に対しての「無関心」という一群が立ち現れることになる。そして、こうした「個人化」、「無関心」によって、民工の集結力は、大きく阻害されることになっていると推測される。もちろん、今回のケースだけで、民工の集結力を判断することは、早急であるが、民工は、自らに問題が生じた場合、それが、上述したアンケート結果に示されたようにその相談相手は、身内に限定される傾向が強いのではないかと予感せざるを得ない。

4 民工の自由と国家——おわりにかえて——

本稿では、民工の満足派の多いことと彼らの実態とのギャップを埋める要因について、「和諧社会の推進」、故郷との比較および都市生活における「豊かさの実現」、さらに、民工が手にした「自由」について分析を進めてきた。ここでは、今一度、これら要因を整理しつつ、現在の中国

共産党の支配に基づく国家体制を、今後も、民工が、「歓迎」・「支持」していくことになるのかどうかについて考察を加えたい。

まず、「和諧社会の推進」についてみると、この政策は、中国国民に対して、国家体制の正当性をアピールするには大きな効果があり、「歓迎」・「支持」する層が堅持され、さらに拡大していくことが大きな狙いであろう。そして、民工に対しては、この政策のもとで、彼らを包摂的に体制内に取り込み、つまり、管理体制の外側から内側へ移動させることである。

しかし、「居住証」制度をみれば、その主な目的は、彼らを包摂的に体制内へ取り込むようなものでは決してない。むしろ、新自由主義の世界市場に対応するかたちで、「能力主義」に従いながら、管理体制の外側に、民工社会を、または、民工が自由を享受する空間を残存させている。すなわち、この制度の導入は、国家体制と民工社会のズレを修正するような目的を持っているわけではない。言い換えれば、民工と都市住民の対立を緩和し、調和のとれた社会が目指されているわけではなく、民工社会に細かく何本もの境界線を引き、一方で、彼らの分断をはかり、他方では、国家体制の内側と外側を明確に規定し、その上で、調和の取れた社会が目指されているといっても過言ではない。本稿でみたように、国家体制の外側において、民工が、「豊かさ」を実現し、さらに、「自由」を手にし、このことが、国家体制を「歓迎」・「支持」する大きな要因を形成している以上、「居住証」制度の背後にある統治方法、すなわち、「外側と内側を分ける」統治方法を国家が、選択することは、当然の帰結であり、理にかなった現実的な選択である。

それでは、何故、「和諧社会」の目的とは裏腹に、国家は、内側と外側を明確にする必要があるのか。その理由として、次のような点が指摘できる。

第1に、経済的視点からみれば、民工は、急速な経済成長を続ける上で、言い換えれば、新自由主義の世界市場へ対応していくためには、今後、ますますバッファーとしての重要な役割が付与されることになるであろう。たとえば、A市という一つの地方都市からみれば、「居住証」制度の導入によって、「能力」のある民工だけを内部に取り込み、それ以外の「不要」とみなされた民工の必要性は、A市の経済状況に応じることになる。A市の経済成長が悪化し、低迷した場合に備え、多くの民工を、いつでも別の都市へ、または故郷へと「逃避」できる状態にしておくことが好都合である。また、国家レベルでも同様である。すなわち、「不要」とみなされた民工は、彼らが滞在する都市がどこであるかに関係なく、彼らの肉体だけを必要とする都市において世界市場の最前線の3K労働現場に固定化していくことが、経済成長のためには不可欠である。そして、もっとも重要なことは、彼らが、どの都市においても、たえず、管理体制の外側に存在し、無権利であり続けることである。そうでなければ、彼らを都合の良い状態に押し留めておくことはできない。ただし、彼らは、管理体制の外側に存在している限り、「自由」を手にすることができる。それは、まさに、3K労働という厳しい労働条件、さらに、低賃金の代償にほかならない。だが、それが、国家による「すりかえ」であろうとも、上述したように彼らの「満足度」に直接関連し、すなわち、いかなる不利な条件のもとにおいても、民工はその手のなかに、「自由」がある限り、国家体制を「歓迎」・「支持」する傾向を示すことになるであろう。

もちろん、第2に、彼らに、自由を与えることは、政治的視点からみれば、ある種の危険を含むものである。確かに、たえず民工をふるいにかけながら、管理体制の外側に位置づけることは、国家体制の正当性が非難されることに繋がる危険がある。また、その空間から、計画出産の改善、労働・生活改善などの要求が湧き上がり、国家体制に対する抵抗勢力が形成され、あるいは、そうした要求と宗教が結びついていく可能性を全面的に否定することはできない。しかし、そうした要求が実際に生じたとしても、上述した「優秀新居民選出表彰活動」の結果をみる限り、抵抗勢力は民工の「個人化」や「無関心」という壁にあたり、民工社会に、広く、そして深く浸透していく可能性は低いであろう。すなわち、国家は、民工に対して「自由」を付与している限り、民工は、「自由」のもとに「個人化」または「無関心」という形で「自由」そのものに埋没し、民工に与えられた「自由」が、国家体制の危機的要因へと転化することは、現段階において、大きな心配の種にはなりえないといえる。むしろ、管理体制の外側に「危険」が潜んでいるのではないかと思ひ巡らすことは、中国における統治の本質を見落とす恐れがある。

なぜならば、内側と外側とが、明確に現れる状態、すなわち、民工だけではなく、都市住民にも、両者を峻別する境界線が彼らの目前に引かれる時にこそ、その線上に、国家の、その統治の源泉としての権力が、立ち現れることになるからである。少なくとも、民工からみれば、境界線が引かれるたびに、彼らは、管理体制の外側に存在していようと、国家権力に直面し、その権力に圧倒されることになる。つまり、逆説的ではあるが、管理体制の外側とは、国家権力が誇示される空間であり、中国共産党による国家体制を堅持させる重要な空間の一つである。

また、上述したようにバウマンは、新自由主義の世界市場の浸透は、国家内部に「治外法権的空間」が生み出される、と述べているが、中国では、その空間を、管理体制の外側の空間とほぼ一致させることを通して、いつでも権力が生み出される空間へと「すりかえ」が行われているといえるであろう。さらにいえば、この管理体制の外側の空間とは、J. アガンベンのいう、「例外状態」と言い換えることも可能であろう。J. アガンベンは、「例外とは、自らが所属している全体に包含されることのできないもの、自らがすでに包含されてある当の集合に所属できないもののことである」と定義しているが（ジョルジョ・アガンベン 2007 p. 39, 2008 p. 38）、これに従い、民工をみれば、「民工とは、自らが所属している中国という国家に包含されることはなく（ただし、その代償として「自由」が与えられ）、包含されているはずの民工社会に対しては（手にした「自由」に埋没することによって）、所属できない（帰属意識が希薄な）もののことである」といえる。このような管理体制の外側の空間である民工社会を「例外状態」として捉えなおし、民工と国家の関係を検討することは、今後の課題でもあるが、少なくとも、現段階における中国は、上述した二つの「すりかえ」を通して、すなわち、民工を、ほぼ丸裸の状態に、管理体制の外側に放り出すことによって、共産党の政治的地位は高められ、さらに、経済発展が可能となる、まさに「調和」がとれた社会が成立しているといえるであろう。

参考文献

- 上原一慶 (2009) 『民衆にとっての社会主義』(青木書店 2009年)
加藤弘之・久保了 (2009) 『進化する中国の資本主義』(岩波書店 2009年)
金龍范 (2007) 「韓国キリスト教会の延辺朝鮮族自治州における宣教活動とその意図」(『貿易風 — 中部大
学国際関係学部論集 —』第2号 2007年)
園田茂人 (2008a) 『不平等国家 中国』(中公新書 2008年)
園田茂人 (2008b) 『中国社会は何処へ行くか 中国人社会科学者の発言』(岩波書店 2008年)
原田忠直 (2009) 「現代中国社会分析試論 — 三元的社会構造としての民工問題 —」(『日本福祉大学研究紀
要 現代と文化』第119号 2009年)
原田忠直 (2010) 「中国・民工第2世代(中学生・高校生)の現状認識と将来展望」(『日本福祉大学研究
紀要 現代と文化』第121号 2010年)
南亮進・牧野文夫・羅歆鎮 (2008) 『中国の教育と経済発展』(日本評論社 2008年)
安田浩一 (2010) 『ルボ差別と貧困の外国人労働者』(光文社新書 2010年)
ジョルジョ・アガンベン (2007) 『ホモ・サケル』(高桑和巳訳 以文社 2007年)
ジョルジョ・アガンベン (2008) 『人権の彼方へ』(高桑和巳訳 以文社 2008年)
リチャード・セネット (2009) 『不安な経済/漂流する個人』(森田典正訳 大月書店 2009年)
Z. バウマン (2008) 『リキッド・ライフ』(長谷川啓介訳 大月書店 2008年)
柯兰君 李汉林 (2001) 『都市里的村名』(中央编译出版社 2001年)
除旭初 钱文荣 (2009) 『生在故事』(浙江大学出版社 2009年)
简新华 黄锬 (2008) 『农民工问题研究』(人民出版社 2008年)
李培林 陈光金 张翼 李炜 (2008) 『中国社会和谐稳定报告』(社会科学文献出版社 2008年)
吕国光 (2009) 『农民工口述史』(湖北长江出版社 2009年)
钱文荣 黄祖辉 (2007) 『转型时期的中国农民工』(中国社会科学出版社 2007年)
邹农俭 (2009) 『江苏农民工调查报告』(社会科学文献出版社 2009年)